

愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務 仕様書

1 業務名

愛媛県医療・保健福祉最適化戦略策定業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

全国的に人口減少が加速する中、愛媛県では、全国よりも早いペースで進む生産年齢人口の減少、高齢化率の上昇等に伴う環境変化がもたらす影響は複雑かつ多岐にわたっている。中でも、医療・保健福祉分野は、県民の生命・生活に直結しており、将来に向けた持続性が問題視されていることから、人口減少社会に最適化するための方針を示す戦略を策定することを目的としている。

本業務は、本県の将来人口の推計結果を踏まえた医療・保健福祉分野への影響について、諸外国や全国の状況、デジタル技術の進展など大局的な観点からも分析したうえで、人口減少社会に最適となる方向性を示し、早急かつ戦略的に本県の特徴を踏まえた持続可能な仕組みを検討することで、安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられる愛媛県の実現を図る。

4 委託内容

(1) 本県の将来人口の推計結果等を踏まえた医療・保健福祉分野に関する調査・分析業務

- ①オープンデータや行政情報など既存の調査・統計情報をもとに、必要な調査分析を行うとともに、中長期的な推移や他地域等との比較分析など幅広い観点からの詳細分析を行い、現状から将来に向けての愛媛県の特徴や課題等をデータ等に基づき整理すること。
- ②愛媛県の人口減少の現状及び課題等については、県で実施している将来推計人口を始め、「えひめ人口減少対策重点戦略」や「愛媛県人口減少対策推進本部会議」の資料を参照するほか、愛媛県関係課からの情報提供を受けること。
- ③政府の各種方針・計画及び県の既存計画等の内容を調査・把握し、当該戦略との関係性を整理すること。
- ④医療・保健福祉分野の現状を定性的に把握するため、関係機関10団体程度を対象にヒアリングを実施すること。

(2) データ分析の結果等に基づく医療・保健福祉分野の最適化に向けた施策提案業務

- ①諸外国・全国の状況や先進事例などの情報を収集・整理するとともに、

将来、本県が置かれると想定される複数のシナリオを示した上で、人口減少社会に最適化した社会の構築に向けた施策・仕組みを検討すること。なお、愛媛県の社会構造や我が国の社会保障制度等を考慮し、愛媛県において実現可能なものとする。

②新たな施策・仕組みの提案については、国が法令等に基づき一律に実施するものではなく、愛媛県をはじめとする地方自治体や地域の多様な主体が実行可能なものとする。

③見据える将来は2050年を想定しているが、今後も、環境変化や技術の進歩等があることを踏まえ、戦略として維持していくための見直し手法等を示し、効果的なものとする。

(3) 医療・保健福祉最適化戦略案の作成

上記(1)及び(2)を踏まえ、本戦略策定の理念や目的、施策テーマ、推進体制等を具体化するなど、愛媛県の方向性を示す戦略案を作成すること。

なお、作成する戦略案は、全体版、概要版、PR用資材の3種類を作成すること。

(4) 共通事項

業務実施に当たっては、愛媛県（保健福祉課及び人口減少対策担当課等の関係課）及び市町、関係機関等と定期的な打合せを行い、適宜、必要な助言・指示を受けること。

5 成果品

(1) 提出物

医療・保健福祉最適化戦略及び実績報告書（A4判） 紙媒体1部及び電子媒体一式

(2) 提出場所

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

(3) 提出期限

令和9年3月31日（別途、中間報告を行うこと。時期は協議による）

6 業務実施体制

(1) 業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(2) 受託者は、本委託業務を指揮する総括管理者を配置すること。

(3) 総括管理者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

(4) 総括管理者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

(5) 総括管理者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。

- (6) 総括管理者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括管理者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括管理者の氏名等を愛媛県に通知すること。

7 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

10 著作権等の取扱い

- (1) 本仕様で規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、愛媛県の所有とする。
- (2) 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (3) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、

複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。

- (4) 愛媛県は成果物を公表することができる。この愛媛県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- (5) 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (6) 委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は愛媛県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、愛媛県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、実施内容や実施時期等、愛媛県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、愛媛県と受託者との間で協議の上、決定すること。なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。